

八王子市中間点検指導基準

（目的）

第1条 この基準は、市が発注する工事のうち次条に規定する工事の中間点検（以下「点検」という。）の実施に際し必要な事項を定め、工事を請け負った者の指導と契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2条 点検の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- （1）過去2か年度内における直近の工事成績評価の総評定点が74点未満の者（以下、「受注者」という。）が落札した工事
- （2）契約課長、工事所管課長及び品質管理担当課長が必要と認めた工事

（点検実施の周知）

第3条 点検の対象となる工事は、特記仕様書に明示するものとする。

- 2 点検の対象となる工事が契約されたとき、品質管理担当課長は、速やかに中間点検実施通知書（第1号様式）により工事所管課長へ点検の実施を通知する。

（点検者）

第4条 点検は、契約資産部契約課品質管理担当の職員のうち、品質管理担当課長が点検を命令した者が実施する。

（点検の実施時期等）

- 第5条 点検は、工期の中間期に工事の進捗状況を考慮して実施する。この場合において点検の実施時期は、原則として施工上の重要な節目に当たる時期となるよう留意するものとする。
- 2 点検の実施回数は、原則として1回とする。ただし、工法、工事規模等を考慮して必要があると認められるときは、実施回数を増やすことができる。
 - 3 品質管理担当課長は、点検の実施時期について事前に工事所管課長と協議するものとする。

（立会い）

第6条 点検を実施する場合、品質管理担当課長は、事前に工事所管課長及び受注者に点検日を通知し、立会いを求める。

(点検の方法)

第7条 点検は、対象となる工事の施工途中における次の項目について、実地で実施するものとする。また、過去2か年度内における直近の工事成績評価が70点未満の工事に係る改善計画書がある場合は、改善計画書の記載事項と合わせて点検を実施するものとする。

(1) 履行確認

(2) 技術検査

(3) 受注者の指導

ア 中間点検表による指導

(4) ヒアリング調査

2 前項第3号の受注者の指導は、中間点検表(第2号様式)により実施する。

3 前項第1項第4号のヒアリング調査は、ヒアリング調査表(第3号様式)により実施する。

(資料の入手)

第7条の2

点検者は、点検を実施する前に、当該工事に関する資料を工事担当課から入手する。

(中間技術検査等との関係)

第8条 削除

2 削除

3 点検と中間技術検査等の対象が重複する工事は、中間技術検査等を優先し、点検を省略する。

(点検の報告等)

第9条 点検者は、点検結果を品質管理担当課長に復命する。

2 前項の復命を受けた品質管理担当課長は、中間点検結果報告書(第5号様式)により工事所管課長に報告する。

3 削除

(工事成績評価への反映)

第10条 監督員及び点検者は、点検の結果を工事成績評価に反映させない。

(データベースの管理)

第11条 品質管理担当課長は、点検結果をデータベース化しその管理に努める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。